

議案および参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第123期の期末配当につきましては、下記株主還元方針と当期の業績等を総合的に勘案のうえ、1株につき10円といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき7円とあわせ、年間の配当金は1株につき17円となります。

【株主還元方針】

当行は、銀行業務の公共性に鑑み、内部留保の充実による健全性確保を基本に経営に取組んでまいります。それを前提としたうえで、安定配当6円を基本とし、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安に、業績の成果に応じて弾力的に株主の皆さま方への利益還元に努めてまいります。

1

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金10円 総額2,498,873,840円

2

剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 6,000,000,000円

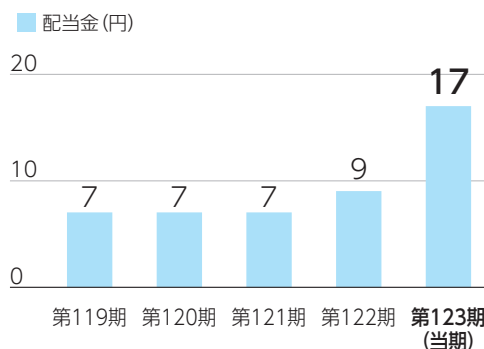
2

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

ご参考

1株当たり年間配当金



第2号議案

監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの強化に取り組むため、社外取締役2名を加えた取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、取締役候補者の選任について、コーポレートガバナンス規程等に則り指名・報酬協議会における討議など適切な選任手続を経ているか、各候補者について取締役会全体の実効性等の観点からその見識、資質、経験が十分か等を検討いたしました結果、本議案で提案されている取締役候補者は適任、妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（性別） （年齢）	現在の当行における地位および担当	取締役会出席率 （出席状況）
1	さとう める (男性) 再任 社内 佐藤 稔 (満65歳)	取締役頭取（代表取締役） 監査部【正】担当	100% (15回中/15回出席)
2	えん どう かつ とし (男性) 再任 社内 遠藤 勝利 (満60歳)	専務取締役（代表取締役） 人事部【正】、審査部【正】担当	100% (15回中/15回出席)
3	せき ね たかし (男性) 新任 社内 関根 貴 (満60歳)	常務執行役員 総合企画部【正】、コンプライアンス・リスク統括部【正】、総務部【正】担当	—
4	かなり さとし (男性) 新任 社内 金成 倫 (満58歳)	常務執行役員 営業本部長 営業本部【正】担当	—
5	こ にし まさ こ (女性) 再任 社外 独立 小西 雅子 (満67歳)	取締役（社外）	100% (15回中/15回出席)
6	はた とし ゆき (男性) 新任 社外 独立 畠 利行 (満69歳)	—	—

(注) 1. 年齢は、年度末現在を基準とした満年齢を記載しております。
2. 本議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役を含めた独立社外取締役は5名となり、当行取締役会に占める独立社外取締役の割合は2分の1となります。

● 新任 … 新任取締役候補者
 ● 再任 … 再任取締役候補者
 ● 社内 … 社内取締役候補者
 ● 社外 … 社外取締役候補者
● 独立 … 東京証券取引所届出独立役員

1

再任

社内

さとう
佐藤みのる
稔

生年月日：1960年11月27日生（男性／満65歳）

所有する当行株式の数：242,182株

取締役会出席率（出席状況）：100%（15回中15回出席）

在任期間：14年

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2014年 5月	同 取締役本店営業部長
2003年10月	同 総合企画部企画課長	2014年 6月	同 常務取締役本店営業部長
2006年 3月	同 方木田支店長兼大森支店長	2016年 6月	同 専務取締役(代表取締役)事務本部長
2007年10月	同 方木田支店長	2020年 6月	同 取締役頭取(代表取締役) 監査部【正】担当 (現在に至る)
2008年 6月	同 須賀川支店長		
2010年 6月	同 市場金融部長		
2012年 6月	同 取締役総合企画部長兼経営戦略 調整室長		

■ 取締役候補者の選任理由

佐藤稔氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに経営管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2020年6月から取締役頭取を務めるなど、当行グループの経営管理や事業運営に精通し、その職務・職責を適切かつ誠実に果たしております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

再任

社内

えんどう

遠藤

かつとし

勝利

生年月日：1965年12月20日生（男性／満60歳）

所有する当行株式の数：104,552株

取締役会出席率（出席状況）：100%（15回中15回出席）

在任期間：3年



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月	当行入行	2023年 3 月	同 常務執行役員
2008年 6 月	同 本店営業部渉外課長	2023年 6 月	同 専務取締役（代表取締役）
2011年 6 月	同 富田支店長	2026年 3 月	同 専務取締役（代表取締役）
2013年 6 月	同 仙台東支店長		人事部【正】、審査部【正】担当
2014年 5 月	同 名取支店長		（現在に至る）
2016年 5 月	同 仙台支店長		
2019年 6 月	同 執行役員仙台支店長		
2020年 6 月	同 執行役員営業本部副本部長		
2021年 6 月	同 常務執行役員本店営業部長		

■ 取締役候補者の選任理由

遠藤勝利氏は、上記略歴に記載のとおり仙台地区での営業店長等を歴任し、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2023年6月からは、取締役として経営管理部門、人事部門等の統括を務めるなど、当行グループの経営管理や事業運営に精通し、その職務・職責を適切かつ誠実に果たしております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3

新任

社内

せきね たかし
関根 貴

生年月日：1965年6月22日生（男性／満60歳）

所有する当行株式の数：39,478株

取締役会出席率（出席状況）：－

在任期間：－

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月	当行入行	2022年 5月	同 仙台支店長兼仙台南支店長
2011年 4月	同 ローンプラザ須賀川支店長 兼須賀川支店副支店長	2022年 6月	同 執行役員仙台支店長兼仙台南支店長
2013年 6月	同 総合企画部副部長 兼広報・社会貢献室長	2024年 3月	同 執行役員いわき営業部長
2014年 6月	同 総合企画部副部長兼役員室長	2024年 6月	同 常務執行役員いわき営業部長
2017年 6月	同 滝沢支店長	2026年 3月	同 常務執行役員 総合企画部【正】、 コンプライアンス・リスク統括部 【正】、総務部【正】担当 (現在に至る)
2018年12月	同 新宿支店長		
2020年 9月	同 ローン事業部長		
2021年 3月	同 営業統括部長		

■ 取締役候補者の選任理由

関根貴氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに本部部長を歴任し、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2022年6月以降、執行役員として基幹母店における管轄地区内の営業店統括を務めるなど、当行グループの経営管理や事業運営に精通し、その職務・職責を適切かつ誠実に果たしております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

4

新任

社内

か な り
金 成 倫
さ と し

生年月日：1967年10月8日生（男性／満58歳）

所有する当行株式の数：34,706株

取締役会出席率（出席状況）：－

在任期間：－

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4 月	当行入行	2021年12月	同 市場金融部担当部長
2010年 3 月	同 郡山支店渉外課長	2022年 3 月	同 市場金融部長
2012年 6 月	同 郡山支店上席副支店長 兼営業本部営業推進役 (現：郡山営業部)	2023年 3 月	同 総合企画部長
2013年 4 月	同 郡山営業部上席副部長 兼営業本部営業推進役	2023年 6 月	同 執行役員総合企画部長
2013年 9 月	同 矢吹支店長	2024年 6 月	同 執行役員郡山営業部長
2015年 5 月	同 宇都宮支店長	2025年 6 月	同 常務執行役員郡山営業部長
2019年 6 月	同 営業統括部長	2026年 3 月	同 常務執行役員営業本部長 営業本部【正】 (現在に至る)
2021年 3 月	同 営業本部副本部長		

■ 取締役候補者の選任理由

金成倫氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに本部部長を歴任し、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2023年6月以降は、執行役員として経営の企画立案の統括に携わるなど、当行グループの経営管理や事業運営に精通し、その職務・職責を適切かつ誠実に果たしております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

5

再任

社外

独立

こにし まさこ
小西 雅子

生年月日：1958年10月18日生（女性／満67歳）

所有する当行株式の数：－

取締役会出席率（出席状況）：100%（15回中15回出席）

在任期間：4年

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	中部日本放送株式会社アナウンス部入社 (1983年3月退社)	2017年 4月	昭和女子大学 グローバルビジネス学部ビジネスデザイン学科 特命教授
1989年 4月	NHK、TBS、CNNなど複数局において キャスター、リポーター	2022年 4月	京都大学大学院総合生存学館（思修館） 特任教授 (2025年3月退任)
1998年 4月	気象予報士資格取得後、東京MXテレビ 等にて天気キャスター	2022年 6月	当行社外取締役（非常勤・独立役員） (現在に至る)
2001年 6月	株式会社ウェザーニューズ入社 コンテンツクリエイティブ部 気象予報士 キャスター兼プロデューサー (2004年7月退社)	2023年 4月	昭和女子大学専門職大学院福祉社会・ 経営研究科 特命教授
2005年 9月	公益財団法人世界自然保護基金ジャパ ン入局 専門ディレクター（環境・エ ネルギー） (現在に至る)	2026年 4月	昭和女子大学専門職大学院福祉社会・ 経営研究科 客員教授 (現在に至る)

■ 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割

小西雅子氏は、世界自然保護基金ジャパン入局後、気候変動の国際交渉官として、国連の気候変動枠組条約に2005年から継続参加、情報分析・交渉・政策提言に従事し、さらに大学教員としての研究活動を通じ、国内外の環境・エネルギー政策および持続可能性（SDGs）に高度な専門的知見を有しており、企業へのアドバイス経験も豊富であります。同氏は、これまで会社経営に直接関与された経験はありませんが、2022年6月から当行の社外取締役として職務を適切に遂行いただいております。これらの経験と見識を活かし、当行グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、経営陣から独立した客観的な立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の強化に貢献できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する補足説明

同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

6

新任

社外

独立

はた としゆき
富 利行

生年月日：1956年8月26日生（男性／満69歳）

所有する当行株式の数：－

取締役会出席率（出席状況）：－

在任期間：－

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月	福島県入庁	2012年 4月	同 農林水産部長
1999年 4月	滝根町助役	2015年 4月	福島県 副知事（2019年3月退任）
2001年 4月	福島県復職（政策調査室主幹）	2019年 5月	福島県信用保証協会 会長 （2023年5月退任）
2004年 4月	同 エネルギー課長	2024年 6月	株式会社テレビユー福島 社外監査役 （非常勤） （現在に至る）
2007年12月	フリースタイルスキー世界選手権猪苗代 大会事務総長（出向派遣）		
2009年 4月	福島県 農林水産部 政策監		
2010年 4月	同 会津振興局長		

■ 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割

富利行氏は、福島県副知事等を歴任し、地方行政に関する豊富な経験を通して、地域の実情や課題を熟知しております。

同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、地方行政により培われた地域創生にかかる幅広い知見を有しており、これらの経験と見識を活かし、当行グループの持続的成長と中長期的な価値向上のため、経営陣から独立した客観的な立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の強化に貢献できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する補足説明


同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

-
- (注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 小西雅子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出ており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、畠利行氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として届出る予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、小西雅子氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、畠利行氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（性別） （年齢）	現在の当行における地位 および担当	取締役会出席率（出席状況） 監査等委員会出席率（出席状況）
1	たかはし ゆみ こ 高橋由美子 (女性) (満62歳)  	監査等委員会付役員	—
2	ひさ だ たか まさ 久田高正 (男性) (満68歳)   	取締役監査等委員(社外)	100%(15回中／15回) 100%(14回中／14回)
3	お だ とおる 小田 徹 (男性) (満63歳)   	取締役監査等委員(社外)	100%(15回中／15回) 100%(14回中／14回)
4	たか ぎ ゆう こ 高木侑子 (女性) (満42歳)   	—	—

- (注) 1. 年齢は、年度末現在を基準とした満年齢を記載しております。
2. 社外取締役候補者高木侑子氏の戸籍上の氏名は、水木侑子であります。
3. 本議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役以外の取締役を含めた独立社外取締役は5名となり、当行取締役に占める独立社外取締役の割合は2分の1となります。

 …監査等委員としての新任取締役候補者  …再任取締役候補者  …社内取締役候補者
 …社外取締役候補者  …東京証券取引所届出独立役員

1

新任

社内

たかはし
高橋ゆみこ
由美子

生年月日：1964年3月25日生（女性／満62歳）

所有する当行株式の数：21,100株

取締役会出席率（出席状況）：－

監査等委員会出席率(出席状況)：－

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月	当行入行	2019年 6 月	同 執行役員事務企画部長
2014年 6 月	同 蓬萊支店長	2022年 6 月	同 執行役員事務本部副本部長兼事務企画部長
2016年 6 月	同 泉支店長		
2018年 3 月	同 事務企画部担当部長兼事務企画課長 兼総合企画部審議役	2024年 6 月	同 監査等委員会付役員 (現在に至る)
2018年 6 月	同 事務企画部長		

■ 取締役（監査等委員）候補者の選任理由

高橋由美子氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに本部部長を歴任し、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2019年6月からは、執行役員として事務企画部門の統括に携わるなど、当行グループの経営管理や事業運営に精通し、その職務・職責を適切かつ誠実に果たしております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、経営陣から独立した客観的立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

2

再任

社外

独立

ひさだ
久田たかまさ
高正

生年月日：1957年7月23日生（男性／満68歳）

所有する当行株式の数：－

取締役会出席率（出席状況）：100%（15回中15回出席）

監査等委員会出席率（出席状況）：100%（14回中14回出席）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	日本銀行入行	2015年 3月	預金保険機構 理事（2021年2月退任）
2002年 3月	同 松江支店長	2021年 5月	アフラック生命保険株式会社 シニアアドバイザー（2023年4月退任）
2004年 3月	同 考査局参事役	2024年 4月	東京都杉並区基金管理監（非常勤） （現在に至る）
2005年 7月	同 金融機構局参事役	2024年 6月	当行 社外取締役（監査等委員） （非常勤・独立役員）（現在に至る）
2007年 7月	同 国際局審議役		
2009年 7月	同 欧州統括役 ロンドン事務所長事務取扱		
2011年 5月	同 検査役検査室長（2012年6月退職）		
2012年 6月	一般社団法人全国信用金庫協会 常務 理事（2015年2月退任）		

■ 社外取締役（監査等委員）候補者の選任理由および期待される役割

久田高正氏は、日本銀行入行後松江支店長や検査役検査室長等要職を歴任し、また、一般社団法人全国信用金庫協会常務理事、預金保険機構理事を歴任するなど豊富な金融業務経験と卓越した幅広い知見を有しております。

同氏は、これまで会社経営に直接関与した経験はありませんが、2024年6月から当行の社外取締役として職務を適切に遂行いただいております。これらの経験と見識を活かし、当行グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、経営陣から独立した客観的立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

同氏の当行社外取締役および監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

3

再任

社外

独立

おだ
小田とおる
徹

生年月日：1962年8月4日生（男性／満63歳）

所有する当行株式の数：－

取締役会出席率（出席状況）：100%（15回中15回出席）

監査等委員会出席率（出席状況）：100%（14回中14回出席）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	株式会社協和銀行（現りそな銀行） 入行 （1992年8月退職）	2019年 4月	株式会社きんざい 専務取締役出版局長 （2023年3月退任）
1992年 8月	社団法人金融財政事情研究会 週刊金融財政事情編集部入社	2023年 4月	一般社団法人金融財政事情研究会 参与 シニアフェロー（2024年1月退職）
2006年 4月	同 週刊金融財政事情編集部部長・編集長	2023年 5月	ストームハーバー証券株式会社 外部顧問（現在に至る）
2008年 4月	株式会社きんざい 営業本部 東京営業第二部長	2023年10月	PwC Japan合同会社 スペシャルアドバイザー （2024年5月退職）
2011年 4月	同 取締役教育事業センター所長	2023年11月	一般社団法人Fintech協会 事務局長 （現在に至る）
2013年 5月	一般社団法人金融財政事情研究会理事 事務局長兼教育研修局長	2024年 6月	当行 社外取締役（監査等委員） （非常勤・独立役員） （現在に至る）
2013年 6月	同 代表理事 常務理事事務局長兼教育 研修局長		
2014年 7月	同 代表理事 専務理事事務局長兼編集 局長		

■ 社外取締役（監査等委員）候補者の選任理由および期待される役割

小田徹氏は、株式会社協和銀行（現りそな銀行）および一般社団法人金融財政事情研究会では長年にわたり金融機関経営に関する情報の提供、金融人材の育成等に携われ、金融全般における高度な専門性と豊富な実務経験を有しております。

また、一般社団法人金融財政事情研究会代表理事、株式会社きんざい専務取締役も務めるなど豊富な要職の経験と、卓越した幅広い知見を有しております。

2024年6月から当行の社外取締役として職務を適切に遂行いただいております。これらの経験と見識を活かし、当行グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、経営陣から独立した客観的立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

同氏の当行社外取締役および監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4

新任

社外

独立

たかぎ

高木

ゆうこ

侑子



生年月日：1983年9月27日生（女性／満42歳）

所有する当行株式の数：－

取締役会出席率（出席状況）：－

監査等委員会出席率(出席状況)：－

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年 9月	弁護士登録 芝総合法律事務所 入所 (2013年11月退所)	2016年10月	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入所(現任：東京弁護士会)(現在に至る)
2013年12月	国立大学法人京都大学 産官学連携本部 特定研究員 (現：成長戦略本部)(2016年9月退職)	2021年 8月	オリヅルセラピューティクス株式会社 監査役(2023年6月退任)

■ 社外取締役（監査等委員）候補者の選任理由および期待される役割

高木侑子氏は、弁護士として、特にバンキング、企業法務、コンプライアンス・内部統制等に関する広範な専門知識を有し、幅広い分野で活躍されております。

また、国立大学法人京都大学産官学連携本部（現：成長戦略本部）に在職するなど卓越した幅広い知見を有しております。

同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見を活かし、当行グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、経営陣から独立した客観的立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

-
- (注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 久田高正氏および小田徹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届けており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、高木侑子氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として届出る予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、久田高正氏および小田徹氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、高木侑子氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

<ご参考>取締役候補者のスキル・マトリックス

氏名	会社における地位	経営戦略/ サステナビリティ	経営管理	営業/ コンサル ティング	地域/共創	人事/ ダイバー シティ	市場運用/ 国際業務	IT/DX
佐藤 稔	取締役頭取 (代表取締役)	●	●	●	●	●	●	●
遠藤勝利	専務取締役 (代表取締役)	●	●	●	●	●		●
関根 貴	専務取締役 (代表取締役)	●	●	●	●			●
金成 倫	常務取締役	●	●	●	●		●	●
小西雅子 ● 社外	取締役 (非常勤)	●		●	●	●	●	●
畠 利行 ● 社外	取締役 (非常勤)	●	●		●	●		
高橋由美子	取締役監査等委員	●	●	●		●		●
久田高正 ● 社外	取締役監査等委員 (非常勤)	●	●			●	●	
小田 徹 ● 社外	取締役監査等委員 (非常勤)	●	●	●		●		●
高木侑子 ● 社外	取締役監査等委員 (非常勤)	●	●			●		

※上記一覧表は、各取締役が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

各項目の詳細

経営戦略/サステナビリティ	企業経営・組織運営に関する知識・経験・能力、および企業の持続可能性を支えるESG経営(環境・社会・ガバナンス等)の知識・経験・能力
経営管理	法務、コンプライアンス、リスクマネジメント、財務・税務等の経営管理に関する知識・経験・能力
営業/コンサルティング	地域経済を活性化するためのソリューション提供等の営業に関する知識・経験・能力、および営業企画・マーケティングに関する知識・経験・能力
地域/共創	地域社会・経済の特性や課題に関する深い理解と、多様なステークホルダーとの効果的な連携・協働を通じた価値創造に関する知識・経験・能力
人事/ダイバーシティ	人事管理、人材育成、ダイバーシティ推進等の人事関連業務に関する知識・経験・能力
市場運用/国際業務	有価証券運用や国際業務に関する知識・経験・能力
IT/DX	企業の生産性向上や付加価値向上に向けたデジタルの活用・推進に関する知識・経験・能力

<ご参考> 政策保有株式について

2025年度における政策保有株式の連結純資産比率は、市場全体の株高を受けて21.9%と前期比上昇しておりますが、基本方針に基づき着実に政策保有株式の縮減を進めることで、TX PLAN 2030で掲げる「政策保有株式の連結純資産比率10%未満」を目指してまいります。

基本方針

STEP1

地域金融機関として取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、事業戦略上の協力関係展開・強化など、当行の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に保有

STEP2

取締役会で保有意義および経済合理性を定期的に検証

STEP3

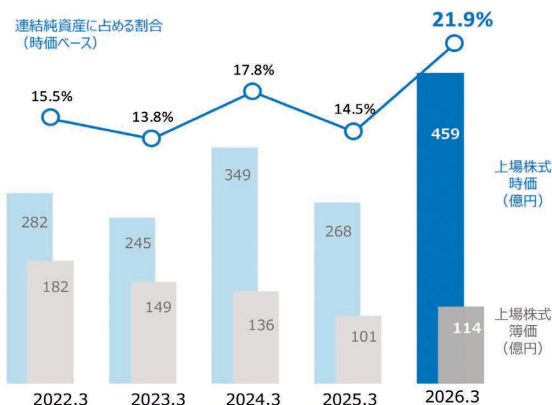
保有に見合った価値が認められない場合には、投資先との十分な対話を行ったうえで縮減

TX PLAN2030で目指す姿

政策保有株式 連結純資産比率（時価ベース）10%未満

政策保有株式 の縮減	→ 有価証券売却益	デジタル投資や人的投資といった今後の成長を支える土台となる分野に重点的に活用
	→ リスクアセット空枠	RORA分析を踏まえ、収益性の高い分野を中心にリスクアセットを積上げ

政策保有株式の推移



[縮減状況（上場）]

	2022.3	2023.3	2024.3	2025.3	2026.3	2022.3比累計
株式銘柄数	73	65	57	39	36	-
縮減先数	-	△8先	△8先	△18先	△3先	△37先
縮減額（簿価）	-	△32億円	△13億円	△34億円	+13億円	△67億円

※ 2025年12月、当行と同じ営業基盤を持つ大東銀行の株式を追加取得（約20億円）したことにより簿価は増加しましたが、政策保有株式銘柄数は△3先と縮減を実施いたしました。

＜ご参考＞社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の候補者が、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近^(注1)において、次のいずれの要件にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

- (1) 当行を主要な取引先^(注2)とする者、またはその者が法人等^(注3)である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額^(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者をいう。）。
- (4) 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にその業務執行者。
- (5) 当行の主要株主^(注5)、またはその者が法人等である場合には、その業務執行者。
- (6) 次に掲げる者（重要^(注6)でない者は除く）の近親者^(注7)。

A. 上記（1）～（5）に該当する者

B. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員または業務執行者

(注1) 「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 「主要な取引先」とは、事業年度の連結売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上を基準に判定。また、融資取引については、当行の融資額が最上位の取引額であり、かつ当該融資を直ちに回収した場合は、事業継続に深刻な影響を及ぼすなど当行の与信方針の変更が取引先に対して著しい影響を与える場合は、主要な取引先とする。

(注3) 「法人等」とは、法人以外の団体を含む。

(注4) 「多額」とは、過去3年平均で年間1,000万円以上の金額をいう。

(注5) 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または法人等をいう。

(注6) 「重要」とは、会社の役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

(注7) 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、福島県に本店を置き、預金業務、貸出業務、為替業務、金融商品仲介業務、保険商品等の窓口販売業務、信託業務などを通じて、コンサルティング機能を発揮し地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

ロ. 金融経済環境

(国内経済)

2025年度の国内経済は、高水準の賃上げ継続に伴う雇用・所得環境の改善に加え、政府による総合経済対策の下支えもあり、個人消費や設備投資が増加基調をたどるなど緩やかな成長が継続しました。一方で、米国の関税政策の動向や、中東情勢に関連した原油価格の高騰等が景気を下押しするリスクとなっているほか、物価上昇の高止まりによる影響に注意する必要があり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。また、国内の金融情勢においては、日本銀行が2025年1月に政策金利を0.50%へ引上げし、12月に0.75%へ追加利上げを実施するなど、金利の正常化が一段と進展し、金融機関を取巻く環境に大きな変化がありました。

(福島県内経済)

当行の主要な営業基盤である福島県の経済は、足元の原材料価格の高騰や物価高の影響などにより足踏みの状況にありますが、賃上げの進展等により所得面を中心に雇用・所得環境が緩やかに改善しております。また、企業の設備投資が緩やかに持ち直すなど、一部では回復の兆しが見られました。

(金融環境)

日本銀行の利上げに加え持続的なインフレ期待の高まりから中立金利の引き上げが意識され、イールドカーブ全体が上昇しており、また政府の拡張的な財政政策への警戒も加わり、長期金利の指標となる10年国債利回りは、2026年3月に一時2.3%台に乗せる展開となりました。

また、外国為替相場は、依然として低位にある日本の実質金利や貿易赤字等の構造的な円安圧力が継続しており、年度末には一時1ドル160円の水準に達しました。一方で、日経平均株価は半導体関連を中心とした企業収益の成長期待を背景に、期初の3万5千円台から堅調に推移し、期末には5万円台まで上昇しました。

ハ. 事業の経過およびその成果

このような金融経済環境のなか、当行はパーパス「すべてを地域のために」のもと、ビジョン「地域社会に貢献する会社へ～金融サービスの枠を超えて～」の実現に向け、2024年4月から2030年3月までの6年間を計画期間とする長期経営計画「TX PLAN 2030」を策定し、2つの基本方針である「地域・お客さまとの価値共創」および「当行グループの成長戦略」に基づき、地域社会の持続的成長に向けた諸施策を展開しております。

<長期経営計画の取り組み>

2024年度からスタートした長期経営計画「TX PLAN 2030」は2年目を迎えるなか、金利環境の変化等を追い風に業績は計画を大幅に上回る水準で推移し、進捗は順調なものとなりました。



基本方針Ⅰ. 地域・お客さまとの価値共創

【法人コンサルティング】

「お客さま1社1社の事業価値向上」を目指すべきゴールに掲げ、事業を営むお客さまに対しては、お客さまが抱える様々な課題やニーズにお応えするコンサルティングサービスを提供しております。国内金利の上昇局面においても円滑な資金対応に努めた結果、事業性貸出金の残高は引き続き堅調に推移しました。また、2024年11月に設立した「TOHOネクストステージファンド」については、宇宙関連事業や障がい者就労支援など多様な分野のスタートアップ企業に対し第4号案件まで投資を実行するなど、「創業の地 ふくしま」の確立に向けた取り組みを着実に進めております。

お客さまが抱える経営課題のなかでも、人口減少に伴う人材関連ニーズおよびIT関連ニーズは特に大きく、当行グループへの相談件数は過去5年間で累計1,900件に達しております。その環境下、人材不足とDX推進という地域課題の解決を目指し、2025年7月に当行100%出資子会社「株式会社東邦ITヒューマンソリューションズ (TIH)」を設立し、ITコンサルティング・システム導入支援を開始しました。2026年4月には人材関連ソリューション事業を当行からTIHへ移管し、人材紹介・育成支援をワンストップで提供する体制の充実を図り、地域企業の生産性向上と人材課題の解決に取り組んでおります。

また、サステナビリティ宣言に掲げた「脱炭素・ネイチャーポジティブ」に基づき、福島県全体のカーボンニュートラルに向けた取り組みを牽引するため、県内複数の自治体との連携協定を締結し、公共施設のLED化、再生可能エネルギーの導入によるCO₂削減効果や適切な森林管理によるCO₂吸収効果のJ-クレジット化を推進するなど、環境価値の地産地消に取り組んでおります。

さらに、お客さまのESG/SDGsへの取り組み状況に応じて融資条件を優遇する「とうほう・未来コネクトローン」の取扱いを新たに開始するなど、サステナブルファイナンスの推進にも注力しております。こうしたコンサルティングによる付加価値の向上と多様な資金ニーズへの対応を積み重ねた結果、事業性貸出金は1兆8,437億円となり、残高ピークを二期連続で更新しました。

【個人コンサルティング】

「お客さま一人ひとりのゆたかな暮らしづくり」を目指すべきゴールに掲げ、個人のお客さまに対しては、中長期的な資産形成、資産運用、資産承継等の幅広いニーズにお応えする高度な金融サービスを提供しております。

野村証券株式会社との金融商品仲介業務における包括的業務提携に基づき、2025年1月より預かり資産特化型拠点として「コンサルティングプラザ」を福島県内4カ所に開設し、10月には新たに「コンサルティングブランチ」を福島県内2カ所に追加しました。東邦銀行の行員と野村証券からの出向者が一体となり、お客さまのライフステージに応じた質の高いコンサルティングサービスの提供に取り組んだ結果、預かり資産残高は1兆2,000億円に達しております。

また、地域の金融リテラシー向上に向けた取り組みとして、本提携の知見を活かした金融経済教育プログラムを共同で展開したほか、第20回「エコノミクス甲子園」福島大会の開催、地元教育機関への出前授業等の積極的な取り組みを通じて、幅広い世代に向けた金融教育を一層強化しております。

住宅ローンにつきましては、日本銀行の政策金利引き上げに伴い金利環境が大きく変化するなか、お客さまのライフプランに応じた金利施策の展開に加え、連生団信（注1）やがん保障をはじめとする団体信用生命保険の保障内容の充実を図るなど、多様化するお客さまのニーズに機動的に対応してまいりました。このような取り組みの結果、住宅ローン残高は8,228億円に達しており、個人のお客さまとの取引基盤は、着実に拡充しております。

（注1）住宅ローンの連帯債務者である夫婦双方が加入し、いずれか一方が死亡・高度障がい等となった場合にローン残高が全額弁済される保険

基本方針Ⅱ. 当行グループの成長戦略

【当行の企業価値向上】

(アライアンス戦略)

当行の企業価値向上に向け、地銀10行による広域かつ大規模な連携である「TSUBASAアライアンス」の知見を最大限に活用しております。2026年5月には、アライアンス参加行との連携施策として、銀行間でバックオフィス業務や相続手続きを共同化する「TSUBASA共同事務センター」設立が決定しました。

また、アライアンス参加行が共同開発した店頭タブレット「TSUBASA Smile」を2026年2月に導入しました。窓口でのタブレット端末による受付により、お客さまの申込書記入の負担軽減、手続き時間の短縮を図るとともに、ペーパーレスでの手続きを実現しております。2026年6月末を目途に全店での取扱いを順次開始する予定です。

個人向けスマートフォンアプリ「東邦銀行アプリ」につきましては、2026年2月に新機能として定期預金の開設機能や通帳モード等を追加し、利便性のさらなる向上を図っております。2026年3月末での契約累計件数は16万件となり、多くのお客さまにご利用いただいております。

地域金融機関との連携強化のため、2026年3月、株式会社七十七銀行および株式会社山形銀行との間で、南東北3県の持続的発展に向けた連携協定「南東北元気プロジェクト」を締結しました。3行のネットワークと知見を結集し、事業承継・M&A支援の実効性向上、販路開拓や海外ビジネスの推進、さらには観光商品の磨き上げなど、県域を越えた広域連携による地域課題の解決に取り組んでまいります。

(株主還元の充実)

株主還元につきましては、2025年11月に株主還元方針を見直しし、2026年度（2027年3月期）以降の配当性向の目安を従来の30%から40%に引き上げ、利益成長に応じてより弾力的な利益還元を行う方針としております。

(営業体制・組織体制)

TX PLAN 2030では、抜本的な業務改革とエリア営業体制への移行を両輪として、お客さまへの価値提供を担うフロント人員を増強し、営業体制を強化する方針としております。

業務改革につきましては、店頭タブレット「TSUBASA Smile」の導入、本部集中処理の拡大、生成AIの活用、東邦銀行アプリによる非対面チャネルの強化等を通じ、2026年3月末時点で年間換算約22万時間の業務効率化が実現しており、長期経営計画最終年度(2029年度)に掲げる55万時間の創出に向けて着実に進捗しております。

こうしたデジタル投資・BPRにより創出した時間を原資として、行員の配置転換およびリスクリングを進め、融資渉外をはじめとするフロント領域へ重点的に再配置しております。2025年4月より福島市南部エリア(注2)で開始したエリア営業体制を2026年度より県内各エリアに段階的に拡大し、母店・中核店への営業人員の集中配置を進めることで、コンサルティング機能の一層の強化を図ってまいります。

(注2) 南福島支店、蓬萊支店、福島医大病院支店の3カ店からなるエリア営業体制

(人的資本の充実)

当行は、「人的資本」を成長戦略の土台となる最も重要な経営資本と位置付け、人材への投資こそが将来的な銀行の成長や地域の持続的な成長を支える人材の創出に繋がるとの考えから、従業員1人ひとりが能力を最大限に発揮することができる環境整備やベースアップによる処遇向上等、人的資本投資に積極的に取り組んでおります。2025年度は従業員に対するベースアップをはじめ、パートタイマーの時給引き上げ、定期昇給等により平均6.1%の賃上げを実施し、3年連続で6%超の賃上げとなりました。

また、DE&I推進を人的資本経営の重要な戦略のひとつと位置付けており、男性従業員の育児参画促進やアンコンシャスバイアスの解消に向けた啓発活動など、性別や年齢・キャリアを問わず、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる環境の整備に取り組んでおります。こうした取り組みを踏まえ、2029年度末までに30%を目標に掲げる女性役席者比率は、前年度末比2.0%上昇し28.3%となりました。引き続き、多様な人材が働き甲斐を持って活躍できる職場環境の整備を進め、お客さまや地域社会の成長と発展の実現に貢献できる人材の輩出に努めてまいります。

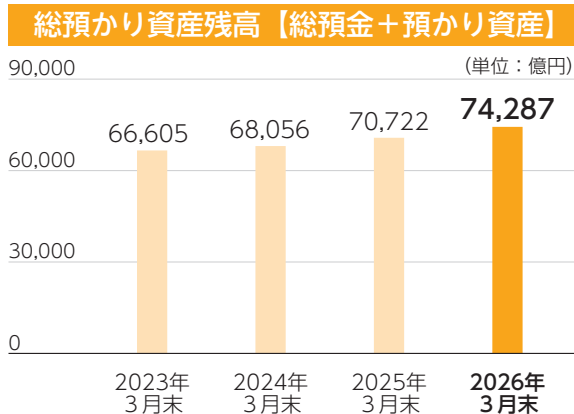
こうした取り組みの結果、2025年度の業容・業績は以下のとおりとなりました。

〈単体業績の概要〉

〔預金、譲渡性預金等〕

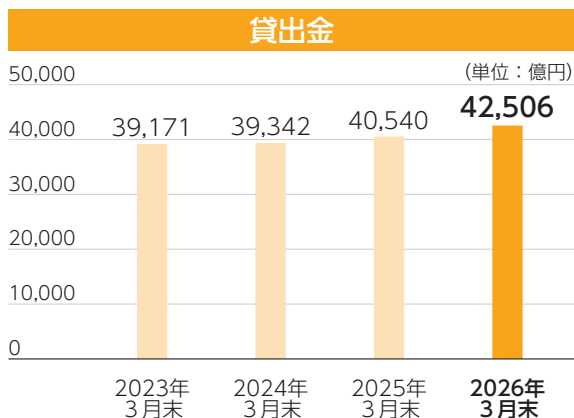
預金につきましては、公金預金が減少したことにより、前年度末比197億円減少し、5兆7,511億円となり、譲渡性預金を含む総預金については、前年度末比83億円増加し、6兆1,754億円となりました。

預かり資産につきましては、野村証券との包括的業務提携が順調に進み、前年度末比3,481億円増加し1兆2,533億円となり、総預金と預かり資産を合計した総預かり資産は7兆4,287億円となりました。



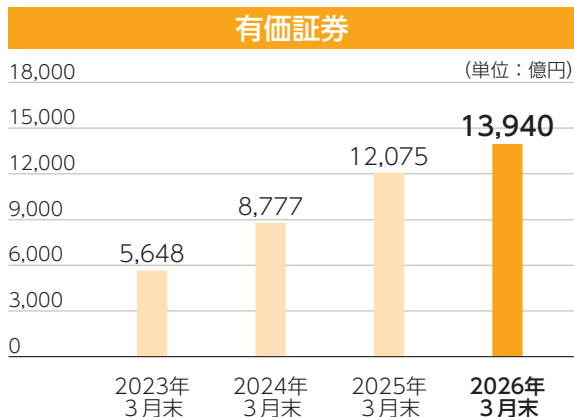
[貸出金]

貸出金につきましては、県内および東京における事業性貸出が増加したことを主因に、前年度末比1,966億円増加し4兆2,506億円となりました。



[有価証券]

有価証券につきましては、安定的な利息配当金確保のため、円建債券を中心に残高を積み上げるとともに、将来の含み益の確保やリスク分散を図るため中長期目線での投資を行った結果、前年度末比1,865億円増加し1兆3,940億円となりました。



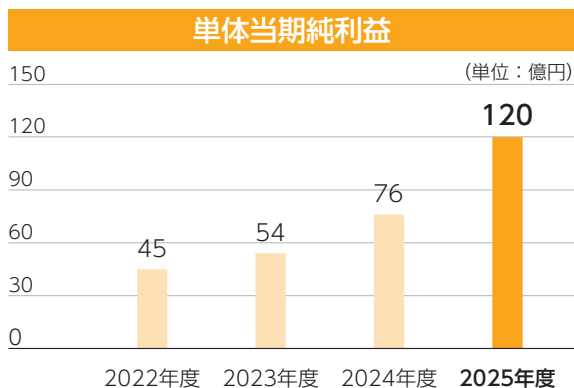
[損益]

本業の利益となるコア業務純益は、人的資本投資、成長・環境投資、システム関連費用の増加などにより経費が増加した一方で、資金利益および役務取引等利益の増加等により前年度比48億円増加し161億円となりました。

経常利益は、コア業務純益の増加に加え、有価証券関係損益の増加等により前年度比52億円増加し161億円となりました。

上記の結果、当期純利益は前年度比43億円増加し120億円となりました。

また、連結の経常利益は170億円、親会社株主に帰属する当期純利益は123億円となりました。



二. 店舗等

店舗戦略につきましては、営業体制強化と老朽化店舗対応を進めました。

(営業体制強化)

当行では、福島県内でエリア営業体制を実施し、コンサルティング機能の強化と金融インフラの維持により、お客さまとの接点強化を図っていく方針です。実施を円滑に進めるべく、2025年度は福島市南部エリアにて新たな営業体制を開始しました。

(老朽化店舗対応)

仮店舗移転中の植田支店（いわき市）の新店舗の工事着工、喜多方支店・塩川支店の新店舗建設に向けた仮店舗の工事着工、仙台支店・仙台南支店（宮城県仙台市）の建替えに向けた取壊しの開始など、お客さまの利便性向上、地域貢献、環境配慮等に資する店舗を目指して老朽化対応を進めております。

ホ. 対処すべき課題

TX PLAN 2030を通じ地域社会の持続可能性を高めるため、重点的に取り組む分野として、10TARGETSを設定しました。10TARGETSに取り組み、地域・お客さまと新たな価値を共創することで、2つのGOALである「お客さま1社1社の事業価値向上」と、「お客さま一人ひとりのゆたかな暮らしづくり」を実現してまいります。

企業価値を向上させる3本柱として、成長・環境投資、人的資本投資、株主還元を掲げております。お客さまのさらなる利便性向上を目指して積極的な成長・環境投資を継続するとともに、さらなる人的資本投資を行い地域の持続的成長に貢献できる人材の創出・育成に努めてまいります。また、株主還元をより一層充実させることで、当行グループの企業価値向上を実現してまいります。

本年度は「Design Our Future」というテーマを掲げ、各種施策に取り組んでおります。そのなかでも、人口減少、少子高齢化が地域社会に及ぼす影響は大きく、TARGET①「人材不足への対応」を解決すべき重要な社会課題の一つと捉えております。2025年10月に事業を開始した「株式会社東邦ITヒューマンソリューションズ」によるIT関連事業および人材関連事業を通じ、地域企業のDX推進と人材関連の課題解決に一層注力してまいります。

地域経済の活性化に欠かせない中小企業の本業支援においては、人件費上昇、原材料高騰など経営環境が厳しさを増すなか、金融仲介機能をさらに強化するとともに、経営計画の策定支援や販路拡大を支援する有料ビジネスマッチング、生産性向上に向けた伴走型経営支援の取り組みを強化しております。加えて、さらなる成長を目指すお客さまに対しては、資金面のみならず事業拡大に向けた経営戦略や事業承継・M&Aを含む総合的なコン

サルティングを提供し、地域経済の成長の原動力となる企業づくりを積極的に支援してまいります。また、2026年5月に施行された企業価値担保権制度の活用に向けた体制整備を進めるとともに、不動産担保や経営者保証に過度に依存しない、お客さまの事業の将来性やキャッシュフローに着目した融資手法の高度化に取り組んでまいります。

地方創生に向けては、東日本大震災から15年が経過し、復興の新たな局面を迎えるなか、相双地域を起点とした福島県の創造的復興を引き続き大きな課題と捉えています。法人コンサルティング部内の「相双新産業推進室」を中心に、相双地域から県内外の企業・自治体とのマッチングや、新たな産業創出に向けた創業・スタートアップ、進出企業への支援を積極的に行っております。引き続き「創業の地 ふくしま」の確立に向け精力的に取り組んでまいります。

さらに当行グループでは、地域経済の活性化および地域の課題解決に向けた新たな取り組みも実施しております。一例として、福島県の観光振興や福島駅前のにぎわい創出を図るため、2025年12月に福島駅前ESTAビル屋上の当行看板デザインを、「相馬野馬追」をはじめとする福島県内各地の観光素材に更改しました。併せて、当行福島駅前支店にこけし自動販売機を設置し、こけし文化の普及促進とインバウンドの取込みを含めた観光PRに取り組んでおります。こうした取り組みにより、「すべてを地域のために」というパーパスのもと、地域活性化を牽引する企業グループとしての役割を果たすべく、地域貢献に努めてまいります。

[地域金融機関に求められる役割と当行の取り組み]

地域金融機関に求められる役割	当行の取り組み	
地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決	TX PLAN 2030における10TARGETS	取り組み内容
1. M&A・事業承継や経営者等の人材確保の支援	TARGETS① 人材不足への対応	TCPによる事業承継
2. 地域企業へのDX推進		TIHによる人材紹介・ITソリューション
3. 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援	TARGETS③ 金融コンサルティング	地域への円滑な資金供給
4. 早期の経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進	TARGETS④ 創業・成長・経営支援	創業支援塾、起業家応援相談会、福島イノベーションプログラム
5. スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援		TCPによるM&A
6. 地域金融機関による地域活性化の取組の促進		とうほう地域総研によるコンサル
7. 企業価値担保権を活用した事業性融資の推進	TARGETS⑤ 事業性評価・有益情報提供	企業価値担保権実施に向けた態勢整備
8. 経営者保証に依存しない融資の促進	TARGETS⑩ 金融リテラシー向上	金融教室・資産運用セミナー
9. 地域課題の解決		DCキャンペーンに向けた地域活性化・観光支援

(目標とする経営指標)

2025年度連結主要計数は、主に銀行単体の資金利益の伸長や役務取引等利益の増加などにより、当初業績予想を大きく上回る実績を確保し、2025年5月に修正したTX PLAN 2030における2026年度目標（当期純利益・ROE）を1年前倒しで達成しました。また、新たに策定した2026年度連結主要計数計画では、当期純利益130億円、ROE6%に到達し、コアOHRも63.4%まで改善する見通しです。

今後、2027年度より開始する『共創のステージ』に向けた計画を見直す予定であり、計画の順調な進捗および国内金融市場の動向を踏まえ、TX PLAN 2030の最終年度となる2029年度計数計画については、引き上げを視野に見直しを行う方針です。

[これまでの実績と2026年度計画]

(連結)	2024年度		2025年度		2026年度
	計画	実績	計画	実績	計画
コア業務純益	96億円	120億円	122億円	167億円	241億円
当期純利益	47億円	74億円	80億円	123億円	130億円
ROE	2.4%	3.6%	3.8%	5.9%	6.0%
コアOHR	79.2%	74.9%	76.9%	70.5%	63.4%

[TX PLAN 2030の2029年度計数計画]

(連結)	当初計画策定時 (2024年5月)	計数計画見直し時 (2025年5月)
コア業務純益	185億円	275億円
当期純利益	110億円	170億円
ROE	5.0%	7.0%
コアOHR	67.0%	60.0%

※2025年5月の計数計画見直し時における政策金利の前提は2025年4月～2026年3月が0.5%、2026年4月以降が0.75%。

今後もTX PLAN 2030に掲げる各種施策を着実に遂行し、貸出金の増加やコンサルティング分野における非金利収入の拡大によるトップラインの増強を図ります。また、業務効率化のための行内DX促進や営業体制変革による生産性向上を着実に進めることで、ROE・OHRの改善に取り組み、経営体質をさらに強化してまいります。

(2) 財産および損益の状況

イ. 単体業績の推移

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預金	5,776,961	5,832,107	5,770,955	5,751,183
定期性預金	1,115,128	1,063,164	1,019,806	1,052,120
その他	4,661,833	4,768,943	4,751,148	4,699,063
貸出金	3,917,160	3,934,236	4,054,004	4,250,609
個人向け	815,861	842,935	854,847	884,208
中小企業向け	1,118,818	1,120,208	1,166,818	1,191,580
その他	1,982,480	1,971,092	2,032,337	2,174,820
商品有価証券	17	43	55	—
有価証券	564,806	877,748	1,207,558	1,394,088
国債	114,212	370,969	645,792	690,477
その他	450,593	506,778	561,766	703,611
総資産	6,596,917	6,738,164	6,630,305	6,721,256
内国為替取扱高	26,562,606	27,064,005	28,433,832	29,690,465
外国為替取扱高	百万ドル 1,085	百万ドル 942	百万ドル 721	百万ドル 640
経常利益	6,104	7,902	10,884	16,137
当期純利益	4,573	5,431	7,645	12,024
1株当たり当期純利益金額	円 銭 18 14	円 銭 21 53	円 銭 30 58	円 銭 48 13
信託財産	5,895	6,010	5,714	5,895
信託報酬	0	0	0	0

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 勘定系システムの移行に伴い、2023年度より、個人事業主向けの個人ローンについては、「中小企業向け」から「個人向け」に変更しております。

3. 「1株当たり当期純利益金額」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

ロ. 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	58,703	58,984	70,443	92,465
経常利益	6,699	8,321	11,197	17,090
親会社株主に帰属する当期純利益	4,493	5,252	7,445	12,353
包括利益	162	16,885	△6,121	23,450
純資産額	191,012	206,179	197,234	217,747
総資産	6,613,120	6,758,569	6,653,240	6,742,383

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,888人
平均年齢	42歳 4月
平均勤続年数	18年 8月
平均給与月額	424千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
福島県	111	(5)
東京都	2	(-)
宮城県	5	(-)
山形県	1	(-)
茨城県	2	(-)
栃木県	1	(-)
新潟県	1	(-)
合計	123	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を131か所設置しております。また、当行が店舗管理銀行となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を156か所設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

当年度の新設営業所はございません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,468
---------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
営業店舗関連	637
ソフトウェア	1,495
システム機器	1,528

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ハ. 重要な設備の処分・除却等

(単位：百万円)

内容	時期	金額
アニバーサリー久留米売却	2025年4月16日	22
開成四丁目社宅売却	2025年8月5日	39

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 東邦コンサルティング パートナーズ	福島市大町4番4号	事業承継支援業務、 M&A支援業務	100百万円	100.00%	子会社
株式会社 東邦ITヒューマン ソリューションズ	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	ITコンサルティング業務	300百万円	100.00%	子会社
東邦リース 株式会社	福島市上町5番6号	リース業務	60百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦カード	福島市大町4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	30百万円	50.00%	子法人等
東邦信用保証 株式会社	福島市大町4番4号	信用保証業務	110百万円	50.00%	子法人等
東邦情報システム 株式会社	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	電子計算機による計算 業務および電子計算機 ソフトウェア開発業務	60百万円	39.69%	子法人等
株式会社 とうほうスマイル	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	帳票等の印刷・ 製本業務	30百万円	100.00%	子会社
ふるさと産業躍進 投資事業有限責任組合	仙台市青葉区 中央1丁目6番35号	成長・成熟・再生局面 にある企業への投資業務	1,911百万円	—%	関連法人等

- (注) 1. 当行が所有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象の子会社、子法人等、持分法適用会社は上記の8社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地方銀行13行（北海道銀行・秋田銀行・山形銀行・七十七銀行・群馬銀行・足利銀行・常陽銀行・武蔵野銀行・千葉銀行・きらぼし銀行・横浜銀行・第四北越銀行・八十二長野銀行）、第二地方銀行1行（福島銀行）との提携により平日日中のお引出し手数料が無料となるサービスを行っております。
4. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、「T S U B A S A アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
9. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社群馬銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社およびキンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
10. 野村證券株式会社と金融商品仲介業務における包括的業務提携に関する契約を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員（取締役）の状況

（年度末現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職
佐藤 稔	取締役頭取（代表取締役） 監査部【正】	
遠藤 勝利	専務取締役（代表取締役） 人事部【正】・審査部【正】	
目黒 寛己	常務取締役	
高野 真司	常務取締役	
小西 雅子	取締役（社外）	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 専門ディレクター（環境・エネルギー） 昭和女子大学専門職大学院福祉社会・ 経営研究科 特命教授
高島 英也	取締役（社外）	株式会社フジオフードグループ本社 社外監査役 北海道空港株式会社 社外監査役 学校法人酪農学園 理事長
佐藤 卓夫	取締役常勤監査等委員	
河野 一郎	取締役監査等委員（社外）	楽天証券ホールディングス株式会社 社外取締役
久田 高正	取締役監査等委員（社外）	東京都杉並区基金管理監
小田 徹	取締役監査等委員（社外）	ストームハーバー証券株式会社 外部顧問 一般社団法人Fintech協会 事務局長

- (注) 1. 取締役のうち、小西雅子、高島英也、河野一郎、久田高正および小田徹は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当行は小西雅子、高島英也、河野一郎、久田高正および小田徹を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。
3. 2025年6月26日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役七海重貴、常務取締役添田俊樹は任期満了により退任いたしました。
4. 当行は、常勤監査等委員を1名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席、内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

(ご参考) 当行は執行役員制度を採用しております。各執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位および担当
田 辺 直 之	常務執行役員 事務本部長 事務本部【正】、市場金融部【正】
関 根 貴	常務執行役員 総合企画部【正】、コンプライアンス・リスク統括部【正】、総務部【正】
金 成 倫	常務執行役員 営業本部長 営業本部【正】
菊 地 広 幸	常務執行役員 会津営業部長 営業本部【副】
上 檜 大	常務執行役員 本店営業部長 営業本部【副】
藤 島 正 智	執行役員 人事部担当
鈴 木 克 幸	執行役員 監査部担当
志 村 正 薫	執行役員 事務本部副本部長兼システム部長
白 井 英 治	執行役員 監査部長
渡 辺 英 治	執行役員 営業本部副本部長兼アセットコンサルティング部長
児 玉 直 幸	執行役員 東京支店長 営業本部【副】
遠 藤 保 彦	執行役員 コンプライアンス・リスク統括部長
佐 野 祐 基	執行役員 須賀川支店長兼須賀川西支店長兼鏡石支店長
清 野 正 人	執行役員 郡山営業部長 営業本部【副】

また、当行は、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会付役員を選任しており、氏名、地位は次のとおりであります。

氏名	地位
高 橋 由 美 子	監査等委員会付役員

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役以外の取締役）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①当該方針の決定方法

各取締役の報酬の内容に係る決定方針については、報酬の内容について公正性・客観性・透明性を確保するために代表取締役と過半数の独立社外取締役とで組織する指名・報酬協議会において審議を行い、審議結果を取締役に答申し、取締役会は指名・報酬協議会の答申を踏まえ決議しております。

②当該方針の内容の概要

監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員以外の取締役」という。）のうち業務執行取締役の報酬については、役位毎の職務および責任に応じ、月次で支給する確定金額報酬、年次で支給する譲渡制限付株式報酬、および単年度の業績に応じて年次で支給する業績連動型報酬で構成しております。

業務執行取締役以外の取締役（社外取締役を含む）については確定金額報酬のみとしております。

確定金額報酬については、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された年額345百万円（うち社外取締役年額30百万円以内）の範囲内で各取

締役の役位に応じ月次で支給しております。

譲渡制限付株式報酬については、2023年6月26日開催第120回定時株主総会で決議された年額70百万円の範囲内で業務執行取締役の役位に応じ年次で支給しております。

業績連動型報酬については、経営陣の業績向上への貢献のインセンティブと位置付け、業績指標として一事業年度の成果を表す連結当期純利益を採用し、2023年6月26日開催第120回定時株主総会で決議された業績連動型報酬限度額の範囲内において業務執行取締役へ年次で以下のとおり支給いたします。

確定金額報酬、譲渡制限付株式報酬、業績連動型報酬ともその内容については、指名・報酬協議会において審議を行い、審議結果を取締役に答申し、取締役会は指名・報酬協議会の答申を踏まえ決議しております。

連結当期利益水準	業績連動型報酬限度額	業績連動型報酬支給月数
50億円未満	0円	0.0ヶ月
50億円以上～60億円未満	30百万円	1.0ヶ月
60億円以上～70億円未満	40百万円	1.5ヶ月
70億円以上～80億円未満	50百万円	2.0ヶ月
80億円以上～100億円未満	60百万円	2.5ヶ月
100億円以上	70百万円	3.0ヶ月

(支給方式)

業績連動型報酬支給額＝確定金額報酬×業績連動型報酬支給月数

③ 監査等委員以外の各取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断する理由

監査等委員以外の各取締役の報酬については、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定を行っていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. イ以外の会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項

① 当該方針の決定方法

監査等委員である取締役の報酬の決定方針については、取締役会にて決議しております。

② 方針の概要

監査等委員である取締役の報酬については、月次で支給する確定金額報酬のみとしております。

監査等委員である各取締役の報酬については2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された年額80百万円の限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

八. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動型報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	8名	166	111	23	32
取締役 (監査等委員)	4名	46	46	—	—
計	12名	213	157	23	32

- (注) 1. 非金銭報酬等については、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を交付することとしております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定金額報酬限度額は、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において年額345百万円（うち社外取締役30百万円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は13名（うち社外取締役は2名）です。
3. 監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）の報酬について、2023年6月26日開催の第120回定時株主総会において、業績連動型報酬額は上記イ②に記載している表のとおり、譲渡制限付株式報酬は上記報酬枠（年額345百万円）の内枠で年額70百万円以内、かつ発行または処分される当行の普通株式の総数を年350,000株以内で、対象取締役の役位に応じ年次で支給することについて決議されております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であり、業績連動型報酬の支給基準となる当事業年度における連結当期純利益は123億円となりました。
4. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額については、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、監査等委員である取締役の確定金額報酬限度額は年額80百万円と決議されております。また、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役は4名）です。
5. 上表には、2025年6月26日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）2名を含んでおります。

(3) 責任限定契約

当行は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記5名の社外役員は当行との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏 名	責任限定契約の内容
小 西 雅 子	在任中、その任務を怠ったことにより銀行に損害を与えた場合において、社外役員がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任を超える部分については、銀行は社外役員を免責する。
高 島 英 也	
河 野 一 郎	
久 田 高 正	
小 田 徹	

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項 (役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

イ. 被保険者の範囲

当行のすべての取締役、執行役員、監査等委員会付役員。

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

	氏名	兼職その他の状況
取締役	小西雅子	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 専門ディレクター (環境・エネルギー) 昭和女子大学専門職大学院福祉社会・経営研究科 特命教授
取締役	高島英也	株式会社フジオフードグループ本社 社外監査役 北海道空港株式会社 社外監査役 学校法人酪農学園 理事長
取締役	河野一郎	楽天証券ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	久田高正	東京都杉並区基金管理監
取締役	小田徹	ストームハーバー証券株式会社 外部顧問 一般社団法人Fintech協会 事務局長

(2) 社外役員的主要活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 小西雅子	3年9カ月	当年度開催の取締役会 15回中すべてに出席	<p>国内外の環境・エネルギー政策および持続可能性(SDGs)に高度な専門的知識を有しており、企業へのアドバイス経験も豊富な観点から、取締役会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。</p> <p>また、県内外の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、当行の経営環境の理解に努める他、経営戦略実行委員会や独立社外取締役会議および指名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処や取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、客観的な立場から意見を述べております。</p>
取締役 高島英也	3年9カ月	当年度開催の取締役会 15回中すべてに出席	<p>長期にわたり事業会社の役員を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有している観点から、取締役会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。</p> <p>また、県内外の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、当行の経営環境の理解に努める他、経営戦略実行委員会や独立社外取締役会議および指名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処や取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、客観的な立場から意見を述べております。</p>
取締役 監査等委員 河野一郎	3年9カ月	当年度開催の取締役会 15回中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 14回中すべてに出席	<p>金融行政に長年にわたり携わった豊富な経験と幅広い知見に基づく視点から、取締役会、監査等委員会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。</p> <p>また、県内外の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、当行の経営環境の理解に努める他、筆頭独立社外取締役として、独立社外取締役会議の議長を務め、他の社外取締役との連携を図りながら様々な経営課題への対処に関して、客観的・中立的な立場で提言をとりまとめております。また、指名・報酬協議会においても議長として取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、主導的な役割を果たしております。</p>

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 監査等委員 久田高正	1年9カ月	当年度開催の取締役会 15回中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 14回中すべてに出席	金融業務ならびに金融政策全般にわたる幅広い知見と豊富な経験に基づく視点から、取締役会、監査等委員会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、県内外の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、当行の経営環境の理解に努める他、経営戦略実行委員会において、様々な経営課題への対処に積極的に関与し意見を述べております。また、指名・報酬協議会においても、様々な経営課題への対処や取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、積極的に関与し意見を述べております。
取締役 監査等委員 小田徹	1年9カ月	当年度開催の取締役会 15回中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 14回中すべてに出席	金融業界全般にわたる幅広い知見と豊富な経験に基づく視点から、取締役会、監査等委員会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、県内外の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、当行の経営環境の理解に努める他、経営戦略実行委員会において、様々な経営課題への対処に積極的に関与し意見を述べております。また、指名・報酬協議会においても、様々な経営課題への対処や取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、積極的に関与し意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	45	—

(4) 社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	798,256千株
発行済株式の総数	252,500千株
	(自己株式2,612千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 28,874名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	26,258 千株	10.50 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11,036	4.41
明治安田生命保険相互会社	9,924	3.97
福島商事株式会社	8,436	3.37
東邦銀行従業員持株会	8,336	3.33
日本生命保険相互会社	7,938	3.17
日東紡績株式会社	4,746	1.89
住友生命保険相互会社	3,939	1.57
高橋 慧	3,418	1.36
JP MORGAN CHASE BANK 385781	3,149	1.26

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(2,612千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類および種類ごとの数)
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く)	4名	普通株式 98,648株

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ございません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶	66	(注) 3.
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 日下部 恵美		

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当行、子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額 74百万円
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、監査時間・配員計画等の観点から報酬の見積りの相当性の検討を行った結果、報酬額は妥当であると認め、同意いたしました。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- イ. 監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合または会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任または不再任が必要であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- ロ. 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の概要

当行は、取締役会において「業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針」として、「内部統制に関する基本方針」について次のとおり決議しております。

イ. 当行の法令等遵守態勢

- ① 取締役会は「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員がこれを遵守しております。
- ② 取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図っております。加えて、「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェックおよび管理等の審議結果について報告を受けています。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置しています。
- ③ コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェックおよび管理等を行うとともに、各本店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行っております。加えて、公益通報者保護の窓口として、子会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講じます。
- ④ 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門

に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証します。

- ⑤ 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断します。

ロ. 当行の取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成しております。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう保存・管理しております。

ハ. 当行のリスク管理態勢

- ① 取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定めております。加えて「業務継続計画」および「危機管理対応マニュアル」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努めております。
- ② 取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受けております。リスク統括部門は、各リスク管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告しております。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証しております。

二. 当行の職務の効率性確保

定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築しております。

- ① 取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践します。
- ② 取締役会は、中期経営計画・長期経営計画や年度経営計画等を策定するとともに、「常務会」や「経営戦略実行委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施策を機動的に策定します。
- ③ 取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告します。

ホ. 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

- ① 当行の取締役会が子会社の業務の適正を監視するとともに、「グループ会社管理規程」を制定して子会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等当行およびその子会社から成る企業集団での内部統制システムを構築しております。
- ② 当行は、各子会社に対し、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理の基本方針」の制定、経営計画の策定、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して

報告することなどを求めることにより、当行およびその子会社から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保しています。

- ③ 内部監査部門は、子会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証しております。
- ④ 当行およびその子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備しております。

ハ. 監査等委員会の職務の補助に関する態勢

- ① 監査等委員会には監査等委員会付役員および監査等委員会事務局を置きます。
- ② 監査等委員会付役員は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、監査等委員会専属の委嘱を受け、常勤監査等委員の職務を補助し、取締役（監査等委員である取締役を除く）等の指示命令を受けないものとします。
- ③ 監査等委員会事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査等委員会の職務を補助します。監査等委員会は、上記専属のスタッフに業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた専属のスタッフは当該指示に係る事項に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）等の指示命令を受けないものとします。当該スタッフの人事に関しては、監査等委員会と人事部門の担当役員と意見交換を行うなどにより、監査等委員会の職務の補助態勢維持に努めます。

ト. 監査等委員会への報告態勢

- ① 監査等委員会は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について当行およびその子会社の全役職員（当行の監査等委員である取締役を除く）から報告を受けます。また、常務会・各種委員会など重要な会議への出席や、各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受けます。
- ② 監査等委員会は、当行およびその子会社の公益通報者保護の窓口であるコンプライアンス統括部門より、公益通報にかかる内容報告を受けます。
- ③ 当行およびその子会社は、前記①②の報告を行った全役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行いません。

チ. 監査等委員会監査の実効性確保

- ① 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会は内部監査部門等と緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について定期的に意見交換するほか、内部監査の結果等の報告を受けます。
- ② 監査等委員会付役員および監査部長の選任および解任については監査等委員会の同意を得たうえで取締役会にて決議します。

- ③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、必要に応じて外部専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努めます。
- ④ 監査等委員会または監査等委員の職務の執行について生ずる必要な諸費用については、予算を措置します。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当行では、基本方針に基づく運用状況の確認を毎年実施し、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備と適切な運用に努めています。

当事業年度（第123期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

イ. 当行の法令等遵守態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、法令遵守委員会（5回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に定期的に報告しました。

また、組織の一体感を醸成し、より良い職場環境を築いていくため、2025年7月から8月の期間においてタウンホールミーティングを開催し、役員が全部店を臨店して従業員との対話を行いました。

ロ. 当行のリスク管理態勢

年度毎のリスク管理方針を取締役会で定め、リスク管理委員会（13回）、およびALM委員会（17回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に報告しました。

また、当事業年度では、風水害訓練の際、ATMが被災した場合の代替機の確保が今後の検討課題と認識しました。カムチャツカ半島地震に伴う津波への一連の対応について振り返りアンケートを実施し、課題抽出のうえ「業務継続計画」にリスクシナリオを新規追加し改訂対応しました。

ハ. 当行の職務の効率性確保

取締役会を15回、業務執行の決定の一部を委任している常務会を43回開催しました。また、年度経営計画を取締役会で定め、経営戦略実行委員会（2回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に報告しました。

また、外部評価機関を活用した取締役会の実効性評価を踏まえ、「グループガバナンスの高度化」、「役員評価プロセスにかかる議論の充実」、「役員トレーニング」等に取り組んだほか、取締役にて構成するオフサイトミーティングを取締役会の終了後に開催し、株主還元方針や「トップリスク」等、当行グループの中長期的な重要テーマに関するフリーディスカッションを実施しました。

二. 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

2025年度はグループ・ガバナンスの高度化を目的に、グループ会社の営業面・管理面など執行全般を統括し、グループ一体経営の推進を図る専担組織として、総合企画部「グループ戦略課」を設置し、グループ総合力のさらなる発揮に向けた取り組みを強化しました。

子会社の業務実績について取締役会に報告（4回）しました。また、グループ戦略会議（4回）を開催し、経営課題の把握と対応方針について協議しました。

ホ. 監査等委員会監査の実効性確保

監査等委員会は、内部監査部門と14回、会計監査人と9回情報交換を実施しました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当ございません。

(2) 補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当ございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

12. その他

該当ございません。

計算書類

第123期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	946,679	預金	5,751,183
現金	45,776	当座預金	284,698
預け金	900,903	普通預金	4,320,257
買入金銭債権	9,411	貯蓄預金	43,138
金銭の信託	5,450	通知預金	2,231
有価証券	1,394,088	定期預金	1,052,120
国債	690,477	その他の預金	48,737
地方債	297,681	譲渡性預金	424,244
社債	173,924	借入金	235,800
株式	65,291	借入金	235,800
その他の証券	166,713	外国為替	451
貸出金	4,250,609	売渡外国為替	316
割引手形	3,838	未払外国為替	134
手形貸付	77,662	信託勘定借	5,895
証書貸付	3,956,624	その他負債	93,476
当座貸越	212,483	未決済為替借	333
外国為替	4,333	未払法人税等	1,729
外国他店預け	4,333	未払費用	6,679
その他資産	59,553	前受収益	1,323
未決済為替貸	257	金融派生商品	22,678
前払費用	314	金融商品等受入担保金	43,925
未収収益	8,502	リース債務	719
金融派生商品	46,753	資産除去債務	256
金融商品等差入担保金	114	その他の負債	15,828
その他の資産	3,611	睡眠預金払戻損失引当金	223
有形固定資産	35,301	偶発損失引当金	813
建物	10,530	ポイント引当金	158
土地	17,571	再評価に係る繰延税金負債	1,979
リース資産	680	支払承諾	8,519
建設仮勘定	887	負債の部合計	6,522,745
その他の有形固定資産	5,631	純資産の部	
無形固定資産	11,121	資本金	23,519
ソフトウェア	10,598	資本剰余金	13,653
その他の無形固定資産	523	資本準備金	13,653
前払年金費用	4,639	利益剰余金	163,610
繰延税金資産	12,622	利益準備金	9,865
支払承諾見返	8,519	その他利益剰余金	153,744
貸倒引当金	△21,074	別途積立金	140,600
資産の部合計	6,721,256	繰越利益剰余金	13,144
		自己株式	△946
		株主資本合計	199,836
		その他有価証券評価差額金	△15,245
		繰延ヘッジ損益	14,849
		土地再評価差額金	△929
		評価・換算差額等合計	△1,325
		純資産の部合計	198,510
		負債及び純資産の部合計	6,721,256

損益計算書 (2025年4月1日~2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		81,993
資金運用収益	63,435	
貸出金利息	41,599	
有価証券利息配当金	14,079	
コールローン利息	718	
預け金利息	7,034	
その他の受入利息	4	
信託報酬	0	
役務取引等収益	14,448	
受入為替手数料	3,523	
その他の役務収益	10,925	
その他業務収益	1,092	
国債等債券売却益	275	
金融派生商品収益	813	
その他の業務収益	3	
その他経常収益	3,016	
償却債権取立益	13	
株式等売却益	2,304	
金銭の信託運用益	40	
その他の経常収益	658	
経常費用		65,855
資金調達費用	16,991	
預金利息	10,540	
譲渡性預金利息	1,120	
債券貸借取引支払利息	2,457	
借入金利息	1,224	
金利スワップ支払利息	1,477	
その他の支払利息	171	
役務取引等費用	6,554	
支払為替手数料	383	
その他の役務費用	6,171	
その他業務費用	2,887	
外国為替売買損	420	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	2,466	
営業経費	38,212	
その他経常費用	1,208	
貸倒引当金繰入額	513	
貸出金償却	1	
株式等売却損	179	
株式等償却	0	
その他の経常費用	513	
経常利益		16,137
特別利益		17
固定資産処分益	17	
特別損失		191
固定資産処分損	155	
減損損失	35	
税引前当期純利益		15,963
法人税、住民税及び事業税		3,074
法人税等調整額		864
法人税等合計		3,938
当期純利益		12,024

連結計算書類

第123期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	946,713	預金	5,742,774
買入金銭債権	12,390	譲渡性預金	416,244
金銭の信託	5,450	借入金	237,635
有価証券	1,398,008	外国為替	451
貸出金	4,227,234	信託勘定借	5,895
外国為替	4,333	その他負債	108,864
リース債権及びリース投資資産	19,418	退職給付に係る負債	157
その他資産	70,452	睡眠預金払戻損失引当金	223
有形固定資産	35,897	偶発損失引当金	813
建物	10,670	ポイント引当金	218
土地	17,571	繰延税金負債	858
リース資産	277	再評価に係る繰延税金負債	1,979
建設仮勘定	887	支払承諾	8,519
その他の有形固定資産	6,489	負債の部合計	6,524,636
無形固定資産	11,228	純資産の部	
ソフトウェア	10,660	資本金	23,519
その他の無形固定資産	567	資本剰余金	13,653
退職給付に係る資産	16,046	利益剰余金	173,628
繰延税金資産	9,920	自己株式	△946
支払承諾見返	8,519	株主資本合計	209,854
貸倒引当金	△23,232	その他有価証券評価差額金	△13,786
		繰延ヘッジ損益	14,849
		土地再評価差額金	△929
		退職給付に係る調整累計額	7,758
		その他の包括利益累計額合計	7,892
資産の部合計	6,742,383	純資産の部合計	217,747
		負債及び純資産の部合計	6,742,383

連結損益計算書 (2025年4月1日~2026年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		92,465
資金運用収益	62,359	
貸出金利息	41,509	
有価証券利息配当金	13,089	
コールローン利息及び買入手形利息	718	
預け金利息	7,038	
その他の受入利息	4	
信託報酬	0	
役員取引等収益	15,658	
その他業務収益	11,084	
その他経常収益	3,361	
償却債権取立益	13	
その他の経常収益	3,348	
経常費用		75,374
資金調達費用	16,986	
預金利息	10,529	
譲渡性預金利息	1,106	
債券貸借取引支払利息	2,457	
借入金利息	1,243	
その他の支払利息	1,649	
役員取引等費用	6,011	
その他業務費用	11,523	
営業経費	39,674	
その他経常費用	1,177	
貸倒引当金繰入額	416	
貸出金償却	42	
その他の経常費用	719	
経常利益		17,090
特別利益		18
固定資産処分益	17	
金融商品取引責任準備金戻入額	1	
特別損失		191
固定資産処分損	155	
減損損失	35	
税金等調整前当期純利益		16,917
法人税、住民税及び事業税	3,684	
法人税等調整額	879	
法人税等合計		4,563
当期純利益		12,353
親会社株主に帰属する当期純利益		12,353

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 晶
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 日下部 恵美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 晶
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 日下部 恵美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するた

めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社東邦銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 佐藤 卓夫 ㊞

監査等委員 河野 一郎 ㊞

監査等委員 久田 高正 ㊞

監査等委員 小田 徹 ㊞

(注) 監査等委員 河野一郎、久田高正及び小田徹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



すべてを地域のために

東邦銀行 株主総会会場ご案内図

会場

福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

電話

024(523)3131(代表)



本店外観



最寄の駅 「JR福島駅」 東口より徒歩約8分

- 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。